

会 議 録 目 次

令和 6 年第 2 回海田町議会定例会（第 4 日目）

令和 6 年 3 月 1 5 日（金）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	同意第 1 号	教育長の任命の同意について……………	4
日程第 2	第18号議案	海田町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
日程第 3	第19号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
日程第 4	第20号議案	海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について……	5
日程第 5	第21号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
日程第 6	第22号議案	令和 6 年度海田町一般会計予算……………	5
日程第 7	第23号議案	令和 6 年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	5
日程第 8	第24号議案	令和 6 年度海田町介護保険特別会計予算……………	5
日程第 9	第25号議案	令和 6 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算……………	5
日程第10	第26号議案	令和 6 年度海田町水道事業会計予算……………	5
日程第11	第27号議案	令和 6 年度海田町下水道事業会計予算……………	5
日程第12	発議第 1 号	海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について……………	14
追加日程第1	発議第 2 号	海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………	14
日程第13	委員会提出議案第 1 号	海田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	15
		（閉 会）……………	18

令和6年第2回海田町議会定例会

会 議 録（第4号）

1. 招 集 年 月 日 令和6年3月4日（月）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 3月15日（金）9時00分宣告（第4日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 町         | 長 | 竹野内 啓 佑 |
| 副 町       | 長 | 山 崎 真 紀 |
| 教 育       | 長 | 佐々木 智 彦 |
| 企 画 部     | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部     | 長 | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部     | 長 | 久保田 誠 司 |
| 教 育 次     | 長 | 森 山 真 文 |
| 建 設 部 次   | 長 | 門 前 誠 司 |
| 企 画 課     | 長 | 石 田 順 也 |
| 魅力づくり推進課  | 長 | 大 村 隆   |
| 財 政 課     | 長 | 吉 本 真 人 |
| 総 務 部 付 課 | 長 | 山 田 長 秀 |
| 総 務 課     | 長 | 中 村 修 介 |
| 税 務 課     | 長 | 松 井 良 哲 |
| 防 災 課     | 長 | 宮 垣 将 司 |
| デジタル推進課   | 長 | 新 藤 正 敏 |
| 町 民 生 活 課 | 長 | 水 川 綾 子 |
| 住 民 課     | 長 | 中 山 え り |
| 社 会 福 祉 課 | 長 | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課   | 長 | 下 野 武 士 |
| 長 寿 保 険 課 | 長 | 岩 本 宏 美 |
| 健康づくり推進課  |   | 倉 本 勇 登 |
| 建 設 課     | 長 | 早稲田 誠   |
| 上 下 水 道 課 | 長 | 木 村 生 栄 |
| 会 計 管 理 者 |   | 中 川 修 治 |

生涯学習課長 森原知美

~~~~~○~~~~~

主 查 戶 成 正 考

主 任 主 事 須 崎 亮

~~~~~○~~~~~

日程第13 委員会提出議案第1号 海田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付をしております日程第1から日程第13に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第1、同意第1号、教育長の任命の同意についてを議題といたします。

ここに本人がおられますので、退席をお願いしたいと思います。

（教育次長退席）

○議長（桑原）これより、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）同意第1号、教育長の任命の同意について。教育長であります佐々木智彦さんが、令和6年3月31日をもって任期満了となることに伴い、教育長の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、森山真文さんでございます。詳細につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）同意第1号、教育長の任命の同意について御説明いたします。議案書の1ページをお開きください。令和6年3月31日をもちまして佐々木教育長の任期が満了となることに伴いまして、新たに森山真文さんを教育長として同意をお願いするものでございます。教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから町長が議会の同意を得て任命するもので、任期は3年でございます。教育長の職務でございますが、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものとなっております。

それでは、森山真文さんの経歴等について御説明いたします。東広島市にお住まいで、現在53歳でございます。職歴でございますが、平成6年、三和町立三和中学校勤務、平成9年、庄原市立庄原中学校勤務、平成11年、河内町立河内中学校勤務、平成17年、東広島市立福富中学校勤務、平成23年、海田町立海田中学校勤務、平成27年4月からは海田町教育委員会事務局学校教育課主幹、平成29年4月から学校教育課教育指導監、平成31年4月から学校教育課長、令和3年4月からは教育次長を歴任されています。教員としての経験、本町教育委員会で教育行政に携わった豊富な経験・実績をお持ちで、現在の海田町教育行政を着実に引き継ぎ、更に発展させていく方であると判断し、教育長として任命の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより同意第1号について採決を行います。

お諮りいたします。同意第1号について、これを同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第1号は、これに同意することと決めます。森山次長、入場してください。

（教育次長入場）

○議長（桑原）ただいま、同意第1号については、原案のとおり同意することに決しております。森山次長より発言の申出がございますので、これを許可します。森山次長。

○教育次長（森山）この度、海田町教育委員会教育長の任命をいただきました森山真文でございます。議員の皆様方から任命の同意をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。海田町では、夢と志を持ち挑戦する児童生徒の育成を目指しております学校教育、人がつながり、夢を育むことを柱に据えた生涯学習、それぞれの分野で成果を上げてきております。また、海田東小学校、海田小学校の校舎の建替えも控えております。私といたしましては、佐々木教育長がこれまで積み重ねられてきた道筋を踏まえ、本町教育の更なる充実と発展に、微力ながら全力で取り組んでまいりる覚悟でございます。桑原議長、崎本副議長様をはじめ議員の皆様におかれましては、格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（桑原）森山次長に申し上げます。新たに任命された教育長におかれましては、学校の建替え、そして重要な課題が山積しております。海田町の子どもたちのために、どうか御尽力いただきますようお願いを申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、日程第2、第18号議案から日程第11、第27号議案までを一括議題

といたします。去る3月6日の本会議において、予算審査特別委員会に付託をしていました各案件について、委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、宗像委員長。

○10番（宗像）予算審査特別委員会委員長の宗像でございます。予算審査特別委員会の審査報告をいたします。本委員会は、令和6年3月6日付けで付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。審査経過につきましては、御手元にお配りしました報告書のとおりでございます。

審査の結果でございます。第18号議案については、別紙修正案が提出され、これを賛成多数で可決すべきものと決定しましたが、修正部分を除く部分については全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。第19号議案については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。第20号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第21号議案については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。第22号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第23号議案及び第24号議案については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。第25号議案から第27号議案までについては、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。以上で予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略いたします。

これより各議案ごとに順次採決を行います。まず、第18号議案、海田町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを採決をいたします。本案に対する委員長報告は、原案を修正するべきものでございます。これより、本案及びこれに対する修正案を一括して討論をいたします。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第18号議案について採決を行います。まず、修正案について、起立により採決を行います。お諮りいたします。第18号議案に対する修正案に賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第18号議案に対する修正

案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいま修正決議した部分を除く原案についてを採決いたします。修正部分を除く部分については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、修正決議した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

続いて、第19号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。討論があるようなので討論を行います。まず反対討論。佐中議員。

○15番（佐中）第19号議案に反対をいたします。この議案は、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての議案でございます。その結果、平均1万995円増税させるものです。この内容は、これは、海田町国民健康保険条例の3条の所得税率を6.73パーセントから7.63パーセントに変えて、医療・後期・介護の所得割で12.58パーセントに引き上げるものです。広島県が示す標準保険料率を適用した上で基金を繰入れ、激変緩和措置を行っておりますけれども、それでも平均1万995円引き上げる案なので、反対をいたします。あわせて、第5条を、均等割、1人当たり3,700円引上げて3万2,800円となり、第5条の2の平等割、世帯割ですけれども、2,100円引上げて2万900円となります。応能割と応益割、50対50ですから、連動して、このような結果で増税となります。来年度は、国民の賃金が上がり、所得が上がれば、応益応能の割合を見直し、また、必ず割合の調整をすれば、引上げは目に見えております。国の補助金を削りながら、ひ弱い国保制度の加入者の負担は重過ぎます。今、未曾有の物価高騰や年金、賃金の実質的な低下です。その上で社会保障の根幹である国民健康保険税が負担増では町民生活をますます脅かすことが間違いありません。今でも高い国保税は、憲法第25条が示す生存権を脅かしております。町長が言う、暮らし満足度ナンバーワンのまちに逆行をしております。町民の暮らしやすい、安心して治療が受けられるとともに、負担の軽減を広島県や国に強く求めることを指摘して、この議案第19号に反対をいたします。

○議長（桑原）続いて賛成討論を許します。小田議員。

○6番（小田）第19号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。国民健康保険事業を支えているのは、保

険者一人ひとりです。皆で支え合って成り立っているこの国民健康保険事業の運営が年々厳しくなっていることは承知をしております。今回の税率の改正は、確かに町民への負担増になっておりますが、これに対するため、今回の条例改正案では、基金を有効に活用し町独自の激変緩和措置を講じ、最大限努力されておられます。今後の国民健康保険事業の安定的な運営のためにも、今回の税率改正は致し方ないと考えます。以上のことから、本議案に賛成いたします。皆様の御賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。第19号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第19号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第20号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第20号議案について採決を行います。お諮りいたします。第20号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第21号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。討論があるようなので、討論を行います。まず反対討論。佐中議員。

○15番（佐中）第21号議案、介護保険条例の一部を改正する条例案に反対する立場で討論をいたします。平成12年、2000年ですが、4月から介護保険制度が始まりました。介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、介護、離職問題などを背景に、介護を社会全

体で支えることを目的として、2000年に創立されました。介護保険制度の財源の仕組みは、当初1号負担割合は17パーセントで、若者負担が33パーセントだったのが、1パーセントずつ引上げて、平成17年には21パーセント、第7期で23パーセントになり、若者支援が27パーセントになり、その分、大幅に値上げをしております。また、保険料の支払い段階は、平成21年には特例を入れ、8から9段階、2種類ありました。平成24年には10段階となり、27年には11段階という経緯があり、その度に低所得者を軽減するといいい、中間層や少し所得の多い方を引上げております。介護保険の限度額も、当初9万円から現在17万円となり、平成20年、老人保健制度からは後期高齢者医療制度にかわり、国保、医療、介護、後期高齢者各制度、国保税のみだけで、68万円から現在102万円になり、34万円引上げ、更に、別会計ですが、75歳以上の後期高齢者は50万円から66万円になっております。社会保障の一番である年金、医療、介護、更に社会福祉、公的扶助、保健、医療、公衆衛生には消費税はほとんど回っていないどころか、逆に悪化をしております。2022年9月27日まで、原則1割と3割だったのを、2割負担を導入したり、今回の議案で、所得階層で第1段階から3段階までは2,285人減額というのがあり、逆に11段階で、保険料率1.9パーセントの13万3,654円であったものが、10段階から13段階で460人が負担増となり、この4段階でプラスマイナス約1,000万円の負担増となり、一見減額のように感じますが、このことによって、これまでの介護保険制度の実態を見ると、改善されているように見えますが、これからの、改善、保険制度の改善ではなく、改悪となり、あの手この手でだんだん悪くなっているのが実態です。これまでの介護保険制度の歴史が物語っているように、この議案は、経済対策の所得の上昇を見込んで料金増のますますの負担増で悪くなる一方で、全体の引上げにつながり、これからの制度の悪化で、賛成できません。以上で、この議案に反対をいたします。

○議長（桑原）続いて賛成討論を許します。玉川議員。

○5番（玉川）第21号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。今回の改正は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、所得段階の多段階化をすることで、高所得者の保険料の引上げ、低所得者の保険料率の引下げなどを行うことで、低所得者の保険料上昇の抑制を図っているものでございます。当町においても、一部、460人の方々の高所得者の皆様には保険料増となりますが、2,285人という多くの低所得者の方々が、保険料率を下げる効果がございます。収入に応じて保険料を負担する応能負担

を強化し、低所得者の保険料上昇を抑える狙いがあるものと考えており、これからの介護保険制度を維持していくためには必要な改正であると考えております。以上のことから、本議案に賛成いたします。皆様の御賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。第21号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第21号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第22号議案、令和6年度海田町一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第22号議案について採決を行います。お諮りいたします。第22号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第22号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第23号議案、令和6年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。討論があるようなので、討論を行います。まず反対討論。佐中議員。

○15番（佐中）第23号議案、海田町国民健康保険特別会計予算案に反対をいたします。

この議案は、第19号議案でも発言いたしましたが、所得割は、加入者ごとに前年の所得金額引く基礎控除43万円掛け税率7.63パーセントで、0.9ポイント引き上げる案になっている増税する予算だからです。医療、後期、介護の所得割でも上げておりますが、均等割も平等割も引上げた予算です。国が、法定外繰入れの縮減を求めている中、保険料を抑える努力をしてきたことは評価をいたします。しかし、今年度の国民健康保険料は1万995円の値上げです。これは過去最大の値上げとなっております。これまでも述

べてきたように、国民健康保険は加入者の多くが低所得者であり、加入者自身で支えるという制度の構造そのものに限界が来ております。経済の行き詰まりと物価高騰で、所得の低い人ほど困難な生活を強いられております。町内の個人商店主や個人事業者は、インボイス制度で更に苦しめられています。多くの国保加入者は、生活が厳しくなる一方です。国保加入者の命と暮らしを守る観点から、本予算は認められません。制度の構造上の問題については、引き続き是正を求めていくことを重ねて、第23号議案に対する反対討論といたします。

○議長（桑原） 続いて、賛成討論を許します。小田議員。

○6番（小田） 第23号議案、令和6年度海田町国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。先ほども申し上げましたが、国民健康保険事業を支えているのは、保険者一人ひとりです。皆で支え合って成り立っている、この国民健康保険事業の運営が年々厳しくなっていることは承知をしております。そのような中、今回の特別会計予算は、被保険者のために必要な予算が盛り込まれております。この予算が成立しなければ、保険給付のほか、健康増進による事業と検診の充実が図れず、海田町の皆様が元気で長生きできるような施策が展開できなくなります。以上のことから、本予算に賛成いたします。皆様の御賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（桑原） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。第23号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原） 御着席ください。起立多数と認めます。よって、第23号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第24号議案、令和6年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。討論があるようなので討論を行います。まず反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中） 第24号議案、介護保険特別会計予算案に反対をいたします。前年度に比べ約1,000万円増と提案をしております。これは、所得階層を変更したためです。逆に、国庫支出から973万円の減額。支払い基金からも722万円減額です。その最大の要因は、

制度そのものにあります。高齢者が増え、介護保険サービスの提供が増えると、それが介護保険料にすぐ跳ね上がるという仕組みになっているからでございます。介護保険料の引上げを抑えようとすれば、介護保険サービスを受ける人を減らす施策に、その結果、この間行われてきたのは、要介護認定の見直し、特養入所者を原則要介護3以上にする。更には、要支援1や2の人を介護保険から外して総合事業、支援事業に切り替える。こういうことが実態です。私たち、40歳になった全ての人が介護保険料を払っています。これは、いざ介護が必要となったとき、介護サービスを受けるためではないでしょうか。ところが、現実には、この介護保険サービスがなかなか受けられないというのが現実です。まさに、保険あって介護なしという実態が、より深刻になっていると言えるでしょう。介護保険料引上げの会計については、町長が言う暮らし満足度ナンバーワンの町に逆行をしております。町民の暮らしを、安い、安心して過ごせる予算編成を求めて、反対討論といたします。

○議長（桑原）続いて賛成討論を許します。玉川議員。

○5番（玉川）第24号議案、令和6年度海田町介護保険特別会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。介護保険は、高齢者が急速に進行する中で、誰もが直面することとなる介護の問題を社会全体で支えていく社会保障制度でございます。本予算は、介護保険制度の運営のみならず、介護予防事業、認知症など高齢者の支援対策、地域包括ケアなどの必要な予算が盛り込まれています。先ほど介護保険料の改正がございましたが、その改正も、持続可能な介護保険制度の維持のために必要なものでございます。介護予防、高齢者支援などを行う上で重要な予算となりますので、本予算に賛成いたします。皆様の御賛同をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。第24号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第24号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第25号議案、令和6年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたしま

す。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第25号議案について採決を行います。お諮りいたします。第25号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第25号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第26号議案、令和6年度海田町水道事業会計を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第26号議案について採決を行います。お諮りいたします。第26号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第26号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第27号議案、令和6年度海田町下水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第27号議案について採決を行います。お諮りいたします。第27号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第27号議案は委員長の報告のとおり可決されました。暫時休憩をします。再開は9時55分。

~~~~~○~~~~~

午前9時42分 休憩

午前9時55分 再開

委員会の所轄の部の変更を行うため、所要の改正を行うものでございます。以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。提案者が議員全員でございますので、質疑、討論は省略いたします。

これより、発議第2号について採決を行います。お諮りいたします。発議第2号について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第13、委員会提出議案第1号、海田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会改革特別委員会、大江委員長。

○8番（大江）議会改革特別委員会委員長の大江でございます。海田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について説明いたします。政務活動の一層の充実を図るため、令和6年4月分から政務活動費の交付額を月額5,000円から1万円に引き上げるものでございます。以上でございます。

○議長（桑原）議員全員で構成する委員会の提出でございますので、質疑は省略します。

これより、委員会提出議案第1号について採決を行います。お諮りいたします。委員会提出議案第1号について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、慣例によって、海田町議会互助会の表彰を行いたいと思います。事務局長。

○議会事務局（脇本）それでは、お名前をお呼びいたしますので、前のほうへお願いいたします。勤続50年に係る特別功労表彰でございます。佐中十九昭議員。

○議長（桑原）表彰状、佐中十九昭殿。あなたは海田町議会議員として、永年、地方自治の発展伸長に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。よってこれを表します。

令和6年3月15日、海田町議会互助会会長桑原公治。おめでとうございます。

(拍手)

○議会事務局（脇本）続きまして、銀婚祝い金の贈呈でございます。小田久美子議員。

○議長（桑原）おめでとうございます。仲良く頑張ってください。

(拍手)

○事務局長（脇本）以上で表彰式を終わります。

○議長（桑原）ここで、3月31日をもって退任をされます佐々木教育長から発言の申出がございますので、これを許します。教育長。

○教育長（佐々木）退任に当たりまして皆様にお礼を申し上げたいと思います。

振り返ってみますと、4年前まで中学校では給食が実施できずに弁当を持参していました。食べ盛りの子どもたちに、全員同じような給食を提供できたこと。また、私、ずっと懸念しておりました校舎の老朽化、それもこの度、皆さんの御協力を得てですね、東小学校、海田小学校の建替えのスタートラインまでつけたこと。また、社会教育、生涯学習のほうに目を受けますと、織田幹雄スクエアの開館に当たり、今の部活動地域移行の受皿となる文化スポーツ協会が設立でき、織田幹雄さんの様々な検証ができたこと。これらも、桑原議長さんはじめ議員の皆様、町民、保護者、そして竹野内町長さんをはじめ町の幹部、職員の皆様の御尽力の賜物であると感謝しております。とりわけ教育委員、そして、教育委員会事務局の職員が職務遂行を想像を超えるような仕事をしてきてくれた。そのおかげだと感謝しています。何より安堵しておりますのは、この6年間、子どもたちが、子どもたちの1人も命を失うことがなかった。また、大きなけがをすることもなかった。このことは、私の、本当、安堵の気持ちでいっぱいなんです。最後になりますけど、私も幼少期から青少年期、この海田町で育てていただきました。このことは、本当御恩に感じております。海田町が、ますます、10年後、恐らく東小と海田小が建て替えられて、新しい景色で、本当、憧れる、誰もが憧れるまちになっているんじゃないかと期待しています。

海田町のますますの御発展を祈念して、退任の御挨拶とさせていただきます。お世話になりました。

○議長（桑原）長い間御苦勞様でした。以上で、教育長の退任の挨拶を終わります。

この際、町長からの発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（竹野内）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。令和6年第2回海田町議会

定例の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

初めに、先ほど表彰を受けられた方々に心からお祝いを申し上げたいと思います。誠におめでとうございました。

次に、税条例の専決処分についてでございますが、今国会に地方税法等の一部を改正する法律案が提出されてございます。この法律案が成立しますと、課税事務上必要がございますので、関係条例を専決処分させていただく予定としておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、3月4日から開会ですね、定例会におきまして、提出させていただいた議案について御議決をいただきまして厚く御礼申し上げます。一方で、海田町事務分掌条例の一部改正についてですね、修正がなされたことにつきましては、こちらの説明が、なかなか理解に深まらなかったというところもありまして、非常に残念に思っているところでございます。時代の変化は早うございますので、今後も時代の変化に対応しながら、柔軟かつしなやかにですね、組織づくりを進めてまいりたいと思っております。

最後になりますけれども、議員の皆様方におかれましては、なお一層ですね、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原）はい。閉会にあたりまして、議長より一言御挨拶を申し上げたいと思います。

議会初日に申し上げましたように、本定例会には、令和6年度予算をはじめ、多数の重要案件を審議する重要な議会でございます。議員各位におかれましては、去る3月4日から本日まで、慎重かつ熱心に審議をいただき、その御精励に対し深く敬意をあらわすものでございます。また、執行部におかれましては、誠意を持って議会に臨んでいただいたこと、深く感謝申し上げます。

さて、本日の議決を経て、予算案が予算となり、4月から執行させていくわけでございますけれども、執行部におかれましては、議決を受けた予算、これが無駄なく、効率的に、町民のために執行されるよう御尽力していただきたいと思います。また、審議の経過において、各議員から多くの意見が述べられました。本会議や予算審査特別委員会、これを通して私が強く感じたことは、執行部側だけの視点で施策の論理が構成されることが多く、非常に分かりにくいこと。そのことに対し、簡潔明瞭に説明できないことが多くございました。我々議員は町民の代表です。執行部に比べ、法律や制度について

ての知識が劣るかもしれません。しかしながら、議員が存在する意味は、執行部の提案に町民の目線に立った意見を入れることにあるものだと思います。そのことを忘れずに、今後議会を通しての質疑を十分に理解し実行し、実行できないものについては、都度説明をしていただきたい。議会軽視、ひいては町民軽視にとられないよう、町政発展のため、努力をしていただきたいと思っております。また、一部修正がありましたが、新しい組織や新教育長の就任など、体制も変わり、竹野内町長のカラーがどのような色になるのか、その色をどのように広めていかれるのか、期待をしております。以上で、閉会にあたり、私からの挨拶とさせていただきます。

以上で、会議を閉じます。これにて、令和6年第2回海田町議会定例会を閉会したいと思います。皆さん本当に御苦勞様でした。

午前10時11分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 6 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員